

北労発基 0316 第 2 号
令和 8 年 3 月 16 日

建設工事発注機関 各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

「建設工事着工期労働災害防止運動」の実施について

日頃より、労働行政の運営につきましても、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における令和 7 年の労働災害発生状況は、令和 8 年 1 月末現在の速報値をみると、死亡者数は 15 人と前年同期に比べ 2 人減少し、死傷者数についても 765 人と前年同期に比べ 66 人減少しています。

死亡者数及び死傷者数はともに減少しているものの、死亡者数は全業種の中で最も人数が多く、死亡災害の撲滅に向けた更なる取組が必要です。

また、北海道における建設業の労働災害は 4 月から増加し始め、7 月以降は上半期の水準には戻らない傾向があります。

労働災害防止対策の徹底を図るためには、建設工事現場が動き出す着工期に、安全衛生管理体制の再確認及び安全衛生教育等を実施し、事業場全体に安全意識を定着させることが重要となります。

このため、本年も、別添の実施要綱に基づいて、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

つきましては、同運動の趣旨を御理解いただき、各施工業者に対する積極的な周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

※「リーフレット」及び「実施要項」は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

【掲載場所】ホーム>労働条件・職場の安全衛生>職場の災害防止対策
>建設業の労働災害防止対策等について

【担当者】

北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官 星川
電話(代) 011-709-2311 内線 3553